

# 里親制度普及啓発事業実施業務委託基本仕様書

## 1 業務名

里親制度普及啓発事業実施業務委託

## 2 業務期間

契約の日から令和8年1月31日まで

(普及啓発は令和7年10月(里親月間)を中心に実施すること。)

## 3 事業の趣旨

本県では、様々な事情により親と一緒に暮らすことのできない子どもたちを家庭的な環境で育む「里親制度」を推進しているが、県民の里親制度に対する認知度が低いことから、普及啓発事業を実施し、広く一般県民の方が里親制度について知り、関心を持つきっかけを作ることで、里親登録数を増やし、さらに里親家庭への地域からの理解と支援につなげていく。

## 4 実施場所

山形県内

## 5 対象

広く県民一般とするが、定年退職世代及び子育て世代をメインターゲットとする。

## 6 業務内容

### (1) 里親制度に関する普及・啓発の実施

別紙「里親制度普及啓発事業実施の背景」の趣旨を踏まえ、里親制度について広く県民に知ってもらうことができるよう、県内各地域に住む幅広い年代に訴えかけることのできる普及啓発を企画し、実施すること。

特に、メインターゲットとなる定年退職世代や子育て世代が、里親養育における各種サポート制度を知り、先輩里親の声に触れることで、実際の里親養育をイメージすることができ、里親への意向を強めることで、登録に繋がるような啓発を企画し、実施すること。

### (2) 効果検証

里親制度の認知度や普及啓発の実施内容に応じて、目標を設定するとともに、効果の検証方法を示したうえで、効果を検証すること。

## 7 完了報告

委託業務が完了したときは、完了報告書に以下の資料を添えて遅延なく提出すること。

- ・完了報告書(契約書に定める様式)
- ・収支精算書(収支簿を添付)
- ・実施状況及び写真

・効果検証の結果

## 8 著作権等

- (1) この委託業務の成果に係る著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）の定めるところに従い受注者又は発注者及び受注者の共有に帰属するものとする。
- (2) 受注者は発注者に対し、次に掲げる成果品の利用を許諾する。この場合において、受注者は次に掲げる成果品の利用を発注者以外の第三者に許諾してはならない。
  - ① 成果品を利用して発注者の業務を実施すること。
  - ② 前号の業務の目的及び運営、広報等のために必要な範囲で、成果品を発注者が自ら複製し、若しくは変形、改変その他の修正をさせること。
- (3) 受注者は、発注者に対し、成果品の内容を自由に公表することを許諾する。
- (4) 発注者が著作権を行使する場合において、受注者は、著作権法第19条第1項又は第20条第1項に規定する権利を行使しないものとする。
- (5) 受注者は、あらかじめ発注者の承諾を得なければ、成果品の内容を公表してはならない。
- (6) 受注者は、成果品に係る著作権を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾又は同意を得た場合は、この限りでない。
- (7) 受注者は、発注者に対して、委託業務の成果品が第三者の著作権を侵害するものでないことを保証する。

## 9 その他

- (1) 受注者は、従事者の雇用にあたっては、労働基準法、最低賃金法及び労働安全衛生法等の労働関係法令を遵守すること。
- (2) 個人情報の取扱いについては、各種法令遵守を徹底するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (3) 事業実施により得た情報（個人情報を含む）等については、すべて県に帰属するものとする。
- (4) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様とは異なる場合がある。
- (5) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (6) 委託業務の実施にあたっては、県と打ち合わせしながら進めること。
- (7) この仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (8) 委託事業に係る関係書類は、委託事業終了後5年間保存すること。